

(仮称) 菊陽町町民参画・協働推進条例

前文

第 1 章 総則

総  
則

- 目的
- 定義
- 基本原則
- 町民の権利・責務
- 町の責務

第 2 章 情報共有

情報  
共有

- 情報共有

第 3 章 町民参画手続

町  
民  
参  
画  
手  
続

- 第 1 節 町民参画の方法
  - 町民参画の対象
  - 町民参画の時期
  - 提出された意見の取扱い
  - 公表
- 第 2 節 パブリックコメントの実施
  - 説明会
  - 附属機関等の委員
  - 町民討議会（フ ラ ー マ ン ク ス ツ ェ ル）
  - 政策提案
  - 実施責任者

町民参画手続における通則

町民参画手続

①情報共有

②町民参画

第 4 章 協働

協  
働

- 協働
- 学習の場
- コミュニティ・交流の場

町民参画を促進するための協働

③協 働

補  
則

- 見直し

附  
則

平成 年 月 日から施行

